

第9章 計画の推進と評価

1 将来の予測

(1) 個別サービスに関する令和7（2025）年・令和22（2040）年の予測

第8期計画では、令和7(2025)年及び令和22(2040)年までを見据え、需要や保険給付に要する費用等を推計するよう努めることとされています。

厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにより推計した結果では、サービスによって程度は異なるものの、総じて長期的にも需要が増加していくと予測されます。

介護予防サービス		【参考】令和5 (2023) 年度推計	令和7 (2025) 年度推計	令和22 (2040) 年度推計
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	(回)	16	16	16
	(人)	1	1	1
介護予防訪問看護	(回)	295	302	328
	(人)	35	36	39
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	221	234	257
	(人)	18	19	21
介護予防居宅療養管理指導	(人)	23	24	26
介護予防通所リハビリテーション	(人)	214	219	240
介護予防短期入所生活介護	(日)	35	35	38
	(人)	9	9	10
介護予防短期入所療養介護	(日)	16	16	16
	(人)	3	3	3
介護予防福祉用具貸与	(人)	787	805	885
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	17	17	18
介護予防住宅改修	(人)	20	20	22
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	13	14	15
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	(回)	11	11	11
	(人)	2	2	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人)	13	13	15
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人)	1	1	1
(3)介護予防支援	(人)	940	962	1,057



介護サービス		【参考】令和5 (2023) 年度推計	令和 7 (2025) 年度推計	令和 22 (2040) 年度推計
(1) 居宅サービス				
訪問介護	(回)	17,785	18,050	21,423
	(人)	837	854	1,009
訪問入浴介護	(回)	231	231	257
	(人)	44	44	49
訪問看護	(回)	2,268	2,308	2,731
	(人)	201	204	241
訪問リハビリテーション	(回)	1,044	1,055	1,255
	(人)	84	85	101
居宅療養管理指導	(人)	241	243	290
通所介護	(回)	13,877	14,173	16,749
	(人)	1,304	1,332	1,573
通所リハビリテーション	(回)	4,715	4,804	5,684
	(人)	547	557	659
短期入所生活介護	(回)	3,953	3,976	4,788
	(人)	357	360	432
短期入所療養介護	(回)	1,001	1,031	1,224
	(人)	100	103	122
福祉用具貸与	(人)	2,117	2,151	2,552
特定福祉用具購入費	(人)	37	37	46
住宅改修費	(人)	35	35	42
特定施設入居者生活介護	(人)	165	171	205
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	42	42	51
地域密着型通所介護	(回)	4,688	4,772	5,660
	(人)	447	456	540
認知症対応型通所介護	(回)	426	426	485
	(人)	29	29	33
小規模多機能型居宅介護	(人)	244	248	296
認知症対応型共同生活介護	(人)	381	389	461
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	87	87	87
看護小規模多機能型居宅介護	(人)	27	27	33
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	(人)	520	570	669
介護老人保健施設	(人)	400	400	470
介護医療院	(人)	41	43	43
(4) 居宅介護支援	(人)	2,825	2,879	3,402

(2) 介護保険給付費の予測

個別サービスの予測から将来の給付費などを試算しました。ただし、この計算は介護サービス利用者数や利用量が現在の状況のまま推移した場合の想定によるものであり、高齢者人口の推移や介護予防への取組によって結果は大きく変わります。また、準備基金取崩の設定や今後の制度改正等の影響も加味されていないものです。

	令和 7(2025)年度	令和 22(2040)年度
介護予防給付費(千円)	285,451	312,950
介護給付費(千円)	10,815,114	12,771,034
地域支援事業費(千円)	930,016	569,077
保険料基準額(円)	6,691	8,279

(3) 認知症高齢者数の予測

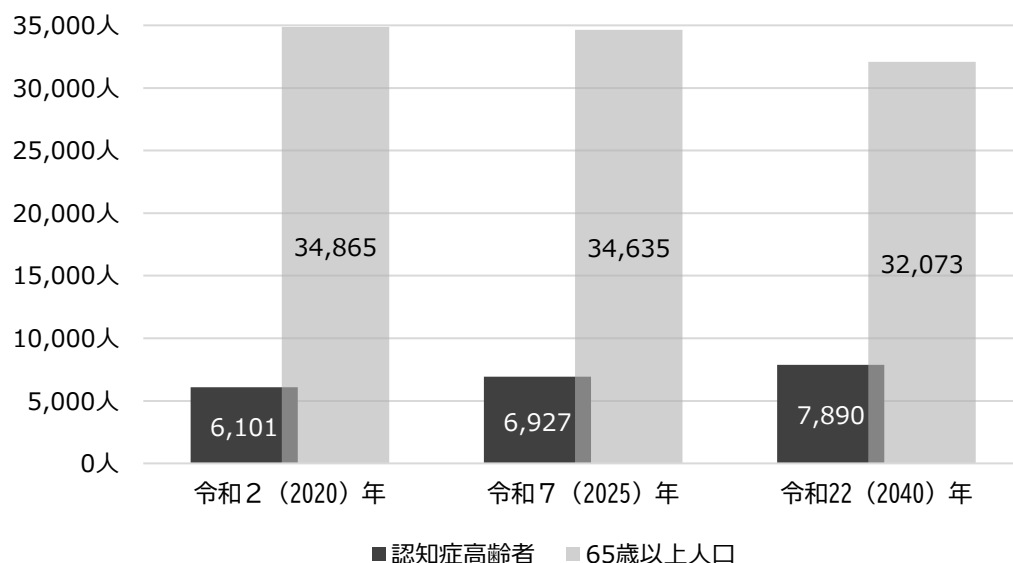
認知症高齢者への対応や施策、地域資源の活用などを検討する上で、今後の認知症高齢者数を予測することが重要です。

平成 29 年版高齢社会白書(内閣府)によると、65 歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計は、平成 24 年は認知症患者数が 462 万人と、65 歳以上の高齢者の約 7 人に 1 人(有病率 15.0%)であったのに対し、令和 7(2025)年には約 700 万人(約 5 人に 1 人)、令和 22(2040)年には約 950 万人(約 4 人に 1 人)になると見込まれています。

これを西条市にあてはめると、認知症高齢者数(65 歳以上)は令和 2 年に 6,101 人と推計され、令和 7(2025)年には 6,927 人、令和 22(2040)年には 7,890 人になると予測されます。

ただし、これは全国の推計による推定有病率の割合⁷を西条市の高齢者人口推計にあてはめたものであり、実態がこの推計や予測どおりとならない可能性にも留意する必要があります。

▼ 認知症高齢者数の推計・予測



出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」より作成（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）

⁷ 各年齢層の認知症有病率が2012年以降も上昇すると仮定した場合の推定有病率（厚生労働省の調査により報告された2012年の認知症患者数で補正した場合のもの、2020年17.5%、2025年20.0%、2040年24.6%）を使用して試算しています。

2 計画の推進体制

(1) 市民・地域・行政等の連携

高齢者福祉の取組を推進し、基本理念にある「共に支え合う地域社会の形成」に表される「地域共生社会」を実現するためには、住民・関係団体等の主体的な活動が不可欠であり、市民、地域、関係者の間に本計画の施策や事業内容に対する理解が浸透することが重要です。

この計画の実施状況等に係る情報を市民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、市民の参加と協力が得られる体制の整備と、活動者・団体との連携を図ります。

(2) 市民意識の啓発と地域福祉の推進

地域包括ケアシステムでは、「支える側」「支えられる側」といった区別なく、地域住民、各種団体が「我が事」として支援に参画し、人と資源が世代や分野を越え「丸ごと」つながる地域共生社会に向けた仕組みづくりが大切です。

豊かな経験、知識、能力を生かして、高齢者が地域における生活支援の担い手として活躍することや、様々な人による地域での支え合いの行動が生まれるよう、高齢者をとりまく課題が市民共通の解決課題となるよう、意識の啓発を図ります。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で社会福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

(3) 推進体制の整備

高齢者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、住まい、交通、まちづくりなど様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、福祉関連部局のみならず、総務、交通、都市計画など市民生活に関わる各部署との横の連携を密にしながら、全庁的な体制のもとに、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し、評価・再調整などの継続的な取組を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討も行います。

(4) 計画の点検・評価体制の整備

①西条市介護保険運営協議会

西条市の介護保険事業の運営が円滑に推進されているかを評価する機関として設置します。被保険者やサービス提供者、公益などを代表する方々により構成され、以下の項目について評価などを行うものです。

- ◆介護保険の保険者としての制度運営についての評価
- ◆介護保険対象サービスの提供の状況についての質的・量的な評価
- ◆市とサービス提供事業者との連携や提供事業者間の連携についての評価
- ◆住民、利用者の満足度、意向から見た評価

②西条市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターによる包括的支援事業の円滑な実施・センターの中立性・公平性、人材確保が図られるようにするため、運営協議会を設置し体制を整備していきます。介護サービス提供事業者、市民公募、学識経験者、公益、被保険者等の代表者で構成され、以下の機能を有します。

- ◆地域包括支援センターの設置に関すること
- ◆地域包括支援センターの運営に関すること
- ◆地域包括支援センターの職員の確保に関すること
- ◆その他の地域包括ケアに関すること

③PDCAサイクルによる進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCA サイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

また、平成29年度創設の「保険者機能強化推進交付金」、令和2年度創設の「介護保険保険者努力支援交付金」については、本市においても交付金に係る評価を実施しています。これらの評価結果も活用しながら、本計画の進行管理におけるPDCA サイクルを強化します。

▼ PDCA サイクルのプロセスのイメージ

